

社会福祉法人等への普通財産の無償貸付け又は減額貸付けに係る取扱要領 改正の概要案

現行	改正内容案
<p>第2条 普通財産の無償貸付け又は減額貸付けを受けることのできる法人は、社会福祉法第22条に規定する社会福祉法人及び私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条に規定する学校法人（以下「社会福祉法人等」という。）とする。</p> <p>第3条 本要領で定める普通財産の無償貸付け又は減額貸付けの対象となる事業は、次の各号に掲げる事業とする。</p> <p>(1) 特別養護老人ホームを経営する事業</p> <p>(2) 障害福祉サービス事業</p> <p>(3) 保育所を経営する事業</p> <p>(4) 幼保連携型認定こども園を経営する事業</p> <p>(5) 地域密着型サービス事業（老人居宅介護等事業等）</p> <p>(6) 第1号又は第5号と介護給付事業を一体的に運営する事業</p>	<p>第2条 普通財産の無償貸付け又は減額貸付けを受けることのできる法人は、社会福祉法第22条に規定する社会福祉法人及び私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条に規定する学校法人（以下「社会福祉法人等」という。）とする。<u>ただし、次条第2号から第5号に規定する事業を行う場合においては、多様な事業者の参入促進及び継続的かつ安定的な事業実施を図るためすべての法人とする。</u></p> <p>第3条 本要領で定める普通財産の無償貸付け又は減額貸付けの対象となる事業は、次の各号に掲げる事業とする。</p> <p>(1) 特別養護老人ホームを経営する事業</p> <p>(2) 障害福祉サービス事業</p> <p>(3) <u>障害児通所支援事業（新設）</u></p> <p>(4) 保育所を経営する事業</p> <p>(5) 幼保連携型認定こども園を経営する事業</p> <p>(6) 地域密着型サービス事業（老人居宅介護等事業等）</p> <p>(7) 第1号又は第<u>6</u>号と介護給付事業を一体的に運営する事業</p> <div data-bbox="1697 938 2051 1114" style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-left: 20px;"> <p>すべての法人を普通財産の無償貸付け又は減額貸付けの対象とする</p> </div>

※改正内容案につきましては調整中です。